

事 務 連 絡
令 和 8 年 9 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床数適正化緊急支援事業の今後のスケジュールについて

平素より医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、各医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 第2回及び第3回のスケジュールについて

以下のとおり、第2回及び第3回のスケジュールについてご連絡いたします。

なお、申請状況や予算の状況によっては第3回申請を実施しない可能性もあり得ますのでご留意ください。

- 医療機関から都道府県への申請期限
第2回：令和8年9月30日（水）
第3回：令和8年11月30日（月）
- 都道府県から厚生労働省への提出期限
第2回：令和8年10月30日（金）
第3回：令和8年12月28日（月）

2 留意事項

病床数適正化緊急支援事業を実施するにあたっては、以下の点に留意し、地域における医療提供体制に支障を来すことのないよう、病床削減の実施が地域の実情に照らして適切であるかよく精査いただけますよう、お願いいたします。

- 医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日）
二、病床数の削減の規定の運用に当たっては、医療費削減ありき、数字ありきではなく、各地域の医療の質の確保を前提とし、人口減少に応じた合理的な病床数削減という考え方の下、その地域の実情や地域の医療提供体制を確保する観点を踏まえ、取り組むこと。
- 「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）
病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
第七条の二 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。
- 2 都道府県は、医療機関が前項に規定する事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数を削減するものとする。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課
地域医療構想推進室 計画係

03-5253-1111（内線 2663）

E-mail byosyo-tekiseika@mhlw.go.jp